

八幡市養育費確保支援事業フローチャート

次のすべてに当てはまる

- ・20歳未満の子どもを養育している
- ・現在、ひとり親である、または、離婚を検討している
- ・八幡市に住所があり、いまでも実際に住んでいる
(補助金の履行確認が完了するまで八幡市に住んでいる必要があります)
- ※ DVから逃げているなど特別な事情を除く
- ・暴力団や暴力団に関係を持つ者ではない

はい

いいえ

養育費のことについて

- A 費用の補助について聞きたい
- B 専門的な助言を受けたい

B

専門的な助言ができる機関の
無料相談におつなぎします

A

いいえ

次のすべてに当てはまる

- ・該当の子どもの養育費の請求権を持っている
(補助金の交付申請・履行確認時にはひとり親であることが必要です)
- ・養育費確保に関して、申請者が費用を負担している。または、負担する予定である
- ・養育費確保に関して、これまでに八幡市、国、他市町村から補助金の交付を受けていない
- ※ ただし、①養育費の請求を行う相手が違う場合
②弁護士・法テラスに依頼する契約内容が異なり、かつ、過去に八幡市で
交付を受けた補助金が補助区分上限額を超えない場合を除く

はい

養育費を確保するために、

- A 公正証書(強制執行認諾約款付)を作る予定である
- B 保証会社と養育費保証契約を締結する予定である
- C 離婚後に行う「養育費請求調停」申立てや「強制執行」の申立てをする予定である

A

B

C

①へ

②へ

申立ては、

- A 弁護士に依頼する予定である
- B 自分でする予定である

A

B

③-1へ

③-2へ